平成２２年（フ）第３５４６号
横浜市戸塚区上矢部町1614番地９　姥子ハイツ101号
債務者　櫻井　直美
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５８号
東京都国分寺市東恋ケ窪２丁目21番地５恋ケ窪壱番館312
債務者　小原　　亨
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７０号
東京都清瀬市野塩１丁目340番地ヴェルカーサＢ―403号
債務者　熊谷奈津江
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９２号
静岡県富士市本市場232番地の３　富士昭和ビル１―401号、前住所静岡県静岡市清水区興津中町1070番地１
債務者　小松めぐみ
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３５０２号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目10番17号
債務者　大竹　光一
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０号
静岡県富士宮市杉田202番地の４、前住所東京都稲城市東長沼3114―１グランドメゾンＮＡＯＫＩ301、前々住所東京都青梅市友田町４―74レオパレス105、前々々住所千葉県鎌ヶ谷市富岡３―２―10レオパレス107
債務者　佐野　勝之
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９１号
静岡県富士市比奈1796番地レオパレス比奈101、前住所静岡県富士市一色130番地の29メゾンベルウッドＤ―201、前々住所埼玉県上尾市日の出１丁目10番24号　サンライズＳ101
債務者　阿部　圭吾
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４６６号
青森県上北郡東北町大字大浦字西淋代50番地１
債務者　中野　金彌
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
静岡県磐田市西貝塚3554番地２　フォレワイエスＡ―103、前住所静岡県磐田市西貝塚1562番地２
債務者　平間　純一
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６９８号
静岡県磐田市西貝塚3554番地２　フォレワイエスＡ―103、前住所静岡県磐田市西貝塚1562番地２
債務者　平間　友子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
長崎県佐世保市大野町33番地　大野団地Ａ棟305号、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越３丁目１番１号　201号９号館
債務者　一瀬　孝士
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
長崎県佐世保市大野町33番地　大野団地Ａ棟305号、旧住所長崎県佐世保市大野町275番地１　池野団地Ｄ棟101号
債務者　一瀬　明菜
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
長崎県佐世保市赤崎町124番地４
債務者　福原修次郎
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２０７３７号
東京都港区高輪２丁目13―８―518
債務者　高橋　昌子
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部